

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	一般国道42号有田海南道路建設事業に伴う新堂遺跡発掘調査出土遺物等整理業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長 奥野 真章 和歌山県和歌山市西汀丁16
契約締結日	令和4年8月18日
契約の相手方の氏名及び住所	公益財団法人 和歌山県文化財センター 和歌山県和歌山市岩橋1263-1
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥4,690,400-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥4,690,400-
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、一般国道42号有田海南道路建設事業に伴う新堂遺跡発掘調査業務で出土した遺物及び現地調査記録等の整理作業を、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づき実施するものである。</p> <p>和歌山県における文化財の保護に関する職務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条により和歌山県教育委員会が権限を有しているものの、本業務で行う出土した遺物及び現地調査記録等の整理作業など教育委員会では出土遺物等整理を履行することが困難である業務があることから、和歌山県教育委員会教育長から公益財団法人和歌山県文化財センターと委託契約を締結することを依頼されている。</p> <p>なお、公益財団法人和歌山県文化財センターは、和歌山県下の埋蔵文化財等の調査、修理保存を行い文化財の保護等に寄与することを目的として、基本財産全額を和歌山県が出資し、昭和62年4月設立許可された財団法人である。</p> <p>以上のことから財団法人和歌山県文化財センターと委託契約を行うものである。</p>
備考	